

## 選解任に関する方針と手続き

### ・選解任の方針

当社は、当社グループの経営理念及び経営戦略等を踏まえ、人格、能力及び見識等を総合的に判断したうえで、適任とされる人物を候補者としております。重ねて監査役に関しましては専門的な知識と豊富な経験を保有し、当社の経営を監督に活かしていただけること、また社外役員については当社から一定の独立性を有していることを条件としております。

解任につきましては、法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合、健康上の理由から職務の継続が困難な場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した場合としております。

### ・選解任の手続き

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置し、選任につきましては上記方針に基づき候補者を審議し、取締役会に答申を行います。そのうえで取締役会において候補者を内定し、その後株主総会の決議により決定いたします。また、解任につきましては上記方針に基づき正当な理由があると判断した場合は取締役会で決議し、解任することとしております。なお監査役の選解任につきましては事前に監査役の同意を得ることとしております。